

## 宇部市障害者福祉推進事業に関する補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者に対する市民の理解の促進及び障害者の社会参加の推進を図るため、市と連携を図り、国が定める地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者福祉の向上に資する事業（以下「事業」という。）を実施する団体（以下「団体」という。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 市長は、前条の趣旨に適合する事業であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 理解促進研修・啓発事業に関する事業
- (2) 自発的活動支援事業に関する事業
- (3) レクリエーション活動等支援又は芸術文化活動振興に関する事業
- (4) その他市長が必要と認めた事業

### (補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号の条件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に事務局を設置しており、営利を目的としない団体であること。
- (2) 構成員が5人以上で代表者を定めていること。
- (3) 補助金交付申請時点で1年以上継続して活動していること。
- (4) 組織の目的及び運営に関する定款、規約又は会則を設けていること。
- (5) 年間の活動状況及び会計処理の内容が明らかであること。
- (6) 市税及び使用料等の市の収入に係る未納がないこと。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする団体は、宇部市障害者福祉推進事業に関する補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施要綱
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請を受け、その内容を審査の上、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、宇部市障害者福祉推進事業に関する補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 補助金交付団体は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業内容若しくは補助金額を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、宇部市障害者福祉推進事業に関する補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出し、事前に承認を受けること。
  - ア 事業変更実施要綱
  - イ 事業変更計画書及び変更収支予算書
  - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (4) 補助金の交付の趣旨に従い、その執行にあたっては誠実かつ効率的に行い、事業に係る収支決算については書面等で公表すること。
- (5) 事業実施に際しては、障害者福祉に関する本市の取組等のPR及びその他の事業効果が十分得られるよう、市との連絡調整に努めること。

(変更等承認の決定及び通知)

第9条 市長は、前条第1号の申請があったときは、その内容を審査の上、当該変更等を承認するかどうかを決定し、宇部市障害者福祉推進事業に関する補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（様式第5号）により当該補助金交付団体に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第10条 補助金交付団体は、事業が完了したときは、速やかに宇部市障害者福祉推進事業に関する補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する事業実績の報告内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、宇部市障害者福祉推進事業に関する補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助金交付団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助金交付団体に対し、期限を定めて、その超える部分について市に返還させるものとする。

2 市長は、補助金交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年5月12日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(検討)

第2条 市は、この要綱の施行後3年以内に、補助金交付の必要性等の検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表

補助対象経費	補助金の額
事業実施に必要な報償費(講師の謝礼)、旅費(講師の旅費)、需用費(消耗品費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料	1 第2条(1)又は(2)に該当する場合は、予算の範囲内で、補助対象経費の150,000円を上限として補助する。 2 第2条(3)に該当する場合は、予算の範囲内で、補助対象経費を補助する。